

松戸市ふるさと納税一括代行業業委託仕様書

1 案件名称

松戸市ふるさと納税一括代行業業委託

2 業務の目的

松戸市(以下「本市」という。)が行うふるさと納税業務のうち、本市ふるさと納税記念品(以下「記念品」という。)の企画・開拓・登録(更新)、寄附の受付、寄附者情報の管理、記念品の発送、関係書類の作成・送付等を民間事業者へ委託することにより、事務の効率化を図るとともに、寄附金の増加並びに本市の魅力発信を図る。

3 業務委託期間

契約締結日から令和3年3月31日

4 前提条件

現在本市において活用しているふるさと納税ポータルサイト(以下「ポータルサイト」という。)での寄附受付を前提とした業務遂行が可能であること。本市が現時点で活用するポータルサイトは「ふるさとチョイス」である。

なお、記念品の企画・開拓・登録(更新)にあたっては、平成31年総務省告示第179号他関係規則を遵守するものとする。

5 業務内容及び仕様

- (1)インターネット上(パソコン及びスマートフォン等)において、本市に対するふるさと納税の寄附申込、クレジットカード決済をはじめとした多様な寄附方法の選択及び記念品の選択を可能とするページを、本市の活用するポータルサイト上に構築すること。
- (2)本市が活用するポータルサイト上で、業務受託前に掲載されていた記念品については、速やかに登録(更新)できるよう対応すること。
- (3)本市の魅力や地域性を踏まえた記念品候補の企画及び開拓、選定を行い、本市の承諾を得てポータルサイト上に記念品を登録(更新)すること。また、寄附者が選択した記念品についての発注及び配送管理を行うこと。
- (4)ポータルサイト上の本市記念品ページの修正・更新・保守管理(新規記念品の情報掲載、記念品情報の更新、記念品の在庫管理等)を行うこと。記念品情報については、その記念品の生産プロセスや生産者の取り組み内容などの詳細を画像付きで掲載するとともに、更新情報を細目に掲載するとともに、より多くのふるさと納税ユーザーの検索に該当するよう措置をとること。本市からの指示に基づく自治体情報ページの修正・更新に対応すること。
- (5)ポータルサイトで申し込まれた寄附金の決済、入金に関する情報の管理に対応すること。
- (6)本市での寄附金受入れ手続き終了後、受託者はお礼状及び受領証明書等を寄附者に送付すること。

- (7)寄附者からワンストップ特例制度に基づく申請書の発送依頼があった場合には、受託者は申請書類一式を申請者に送付すること。
- (8)受託者は、発送した記念品に対する寄附者からの問い合わせ対応、発送した記念品が原因となるトラブルが発生した場合の対応を行うこと。
- (9)受託者は、記念品提供事業者からの本事業に関する問い合わせ等について対応すること。
- (10)インターネット環境のない者がふるさと納税を希望する場合においても、郵送等によりその対応を行うこと。
- (11)受託者は、ポータルサイト上での本市記念品のPR以外でも、本業務の目的の達成に資するPRに取り組むこと。
- (12)受託者は、本市ふるさと納税事業の利用促進に係るコンサルティングを行い、随時市に提言すること。

6 委託条件

(1)本業務の作業場所についての措置

本業務の作業場所、その他必要となる環境については、受託者の負担により用意するものとする。個人情報保護のために、受託者は業務担当者以外が閲覧・作業できないような措置を講ずること。なお、当該作業場所以外の場所において業務を実施してはならない。

(2)寄附者へ送付するお礼状及び受領証明書並びにワンストップ特例申請書等のふるさと納税書類及び未使用のお礼状及び受領証明書並びにワンストップ特例申請書等のふるさと納税書類の保管は、業務担当者以外が触れることのできないよう、措置を講ずること。

(3)業務担当者及び従事者の事前登録

個人情報保護の観点から、本業務に従事する者は、あらかじめ本市の承認を受けた者のみとし、それ以外の者を業務に従事させてはならない。

7 再委託の禁止

個人情報保護の観点から、業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。なお、受託者より再委託を受けた者は、上記委託条件を遵守すること。

8 報告及び検査

本市は、必要があると認めるときは、受託者に対して本業務の履行状況その他必要事項について、報告を求め、又は検査を行うことができるものとする。受託者は、本市からこれらの求めがあった場合には、誠実に対応しなければならない。

9 個人情報保護

(1)受託者は、松戸市個人情報の保護に関する条例及び松戸市個人情報の保護に関する条例施行規則を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他個人情報保護に必要な措置を講ずること。

(2)受託者は、個人情報保護に細心の注意を払うこととし、情報の漏えい等が発生した場合は、直ちに更なる漏えい等を防止する措置を講ずるとともに、早急に本市に状況を報告し、指示を受けること。

10 業務委託料の報告等

(1)受託者は、毎月、記念品の代金の清算に要した額等を、翌月の末日までに本市に報告すること。

(2)受託者は当該精算に要した額を市に請求し、市は請求に基づき、松戸市財務規則に定められた検査を行ったうえで、精算額を支払う。

11 連絡体制

受託者は、自己の従業員の中から本業務に係る担当者を2名選任(うち1名は業務責任者)し、本市にその旨を届け出るものとする。

12 その他

本仕様書に定めのない事項及び解釈疑義が生じた場合は、本市と協議のうえ、本市の指示に従うこと。